幼稚園教育要領領域「健康」の変遷と展望に関する一考察

A Study Relating to Historical Changes and Future Outlook of the Course of Study for Kindergarten - Field of 'Health'

木　戸　貴　弘
Takahiro KIDO

【要旨】

明治期以降から、教育制度の整備は進められ現在に至っている。本研究では、戦後における新教育制度を中心に考察した。特に、文部科学省が告示する幼稚園における教育課程の基準になっている幼稚園教育要領についての考察とともに、なかでも領域「健康」について、これまでの変遷と今後の展望について考察した。

これまで幼稚園教育要領は４回の改訂が行われ、2018（平成30）年には幼稚園教育要領の第５次改訂が予定されており、現在議論が進められている。幼稚園教育要領に沿って幼稚園教育は行われており、その幼稚園教育要領は時代の流れや社会環境の変化とともに改訂が繰り返され現在に至っている。2018（平成30）年の第５次改訂では、「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が新しく記載される予定であり今後の動向をさらに注視する必要がある。また、領域「健康」は、「体力の向上」「食育の推進」「安全教育」を中心に、より一層、内容を充実させた記載がされると示唆された。

キーワード：幼稚園教育要領　領域「健康」　第５次改訂

Ⅰ．はじめに

世界で初めての幼稚園は、フリードリヒ・フレーベルが1840年ドイツに設立した「キンダーガーデン（Kindergarten）」である。フレーベルは1837年に「自動教授施設」を設立した。そこでは、教育遊具（恩物）の考案と普及が行われた。その後、保育者養成施設として「幼児教育指導者講習科」が設立され、その講習生が実際に実習を行うための場所として設立されたのが「キンダーガーデン（Kindergarten）」であった。

日本で初めての幼稚園は、1876（明治９）年の東京女子師範学校附属幼稚園（現．お茶の水女子大学附属幼稚園）の創設である。東京女子師範学校附属幼稚園は、田中不二麻呂らの尽力によりフレーベル主義の官立幼稚園として開園され、現代に渡って幼稚園教育の基になっている。

明治期に入ると、国家が目標とした「富国強兵」のもと、教育に関する様々な改革が行われ始めた。1872（明治５）年には、我が国最初の学校教育制度として「学制」が制定された。また、1879（明治12）年には、「教育令」が制定された。これらの制度が制定されたことにより、これまで「寺

子屋」で行われていた教育が「小学校」教育といった形で全国に広がりをみせていった。幼稚園教育は、1872（明治５）年に制定された「学制」の中で、「幼稚小学」としてあげられ、「幼稚小学ハ男女ノ子弟六歳迄ノモノ小学二入ル前ノ端緒ヲ教ルナリ」（第22章）と定めている。しかし、当時は小学校の開設に重点が置かれ、就学前の幼児教育施設にまでは及ばず、幼稚小学は実現されなかった。

実際に設けられた幼児教育施設としては、1875（明治８）年京都上京第三十区第二十七番組小学校（のちの柳池小学校）に開設された「幼稚遊嬉場」である。しかし、長くは続かずすぐに廃止された。翌年1876（明治９）年には東京女子師範学校付属幼稚園が開設された。東京女子師範学校付属幼稚園は我が国の最初の幼稚園として発足し、その後の幼稚園における発達の基礎がおかれた。

明治期以降から、教育制度の整備は進められ現在に至っている。本研究では、戦後における新教育制度を考察した。特に、文部科学省が告示する幼稚園における教育課程の基準になっている幼稚園教育要領についての考察とともに、なかでも領域「健康」について変遷と今後の展望について考察した。

Ⅱ．幼稚園教育要領の変遷

幼稚園における教育は、幼稚園教育要領に沿って行われている。その幼稚園教育要領は時代の流れや社会環境の変化ともに改訂が繰り返され現在に至っている。幼稚園教育要領の流れについては、図表１に示した。また、本研究では保育所保育指針の検討については行っていないが、幼稚園教育要領と比較するために同図表内に保育所保育指針の変遷についても表記している。

戦後、1947（昭和22）年に「教育基本法」と「学校教育法」が制定された。学校教育法の第１条には「この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。」とされ、幼稚園は学校の一つとして位置づけられた。また、同法第77条では、幼稚園の目的を「幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するものとする」と示している。その目的を達成するため、第78条には、５つの具体的な目標があげられた。

表１　1947（昭和22）年制定　学校教育法第78条

幼稚園は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

1　健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
2　園内において、集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。
3　身辺の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。
4　言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと。
5　音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養うこと。

翌年の1948（昭和23）年には、「保育要領－幼児教育の手引き－」が文部省より発刊され、幼児

図表1．「教育要領」「保育指針」の変遷

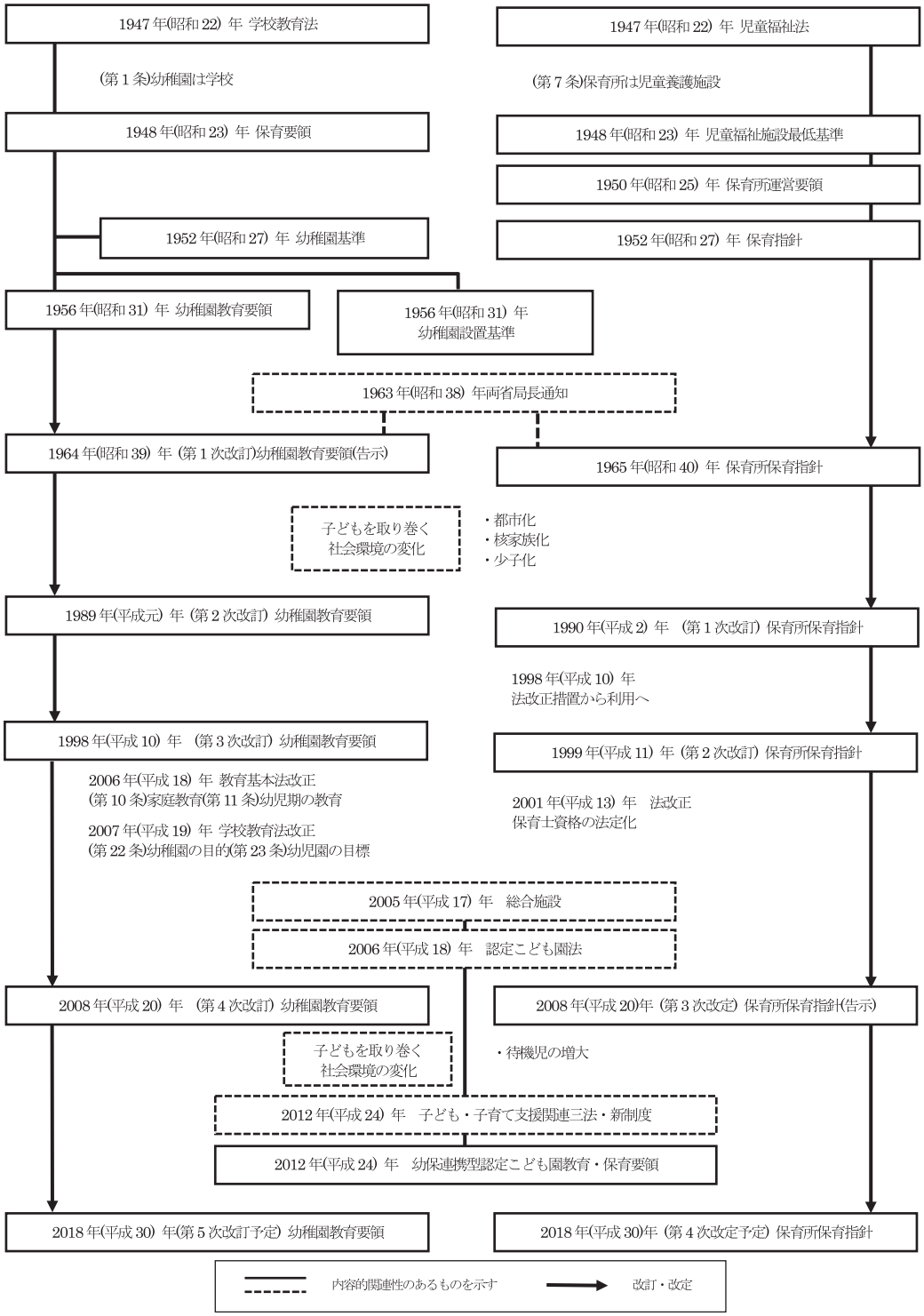

民秋言ほか編『幼稚園教育要領・保育所保育指針の成立と幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立』萌文書林（2014）を基に筆者が作成

教育についての方向性が示された。幼児期の特質について理解したうえで、それに応じた適切な環境を与え、教育や世話をすることが必要であるとされた。この保育要領の中では、保育内容が12項目あげられており、幼児の「健康」に関する内容として、「休息」と「健康保育」という項目が定められた。「休息」では、疲労を避けるための環境や、休息の取り入れ方などを説明している。「健康保育」では、小項目として「健康記録」「環境」「運動」「休息」「生活習慣」「栄養」「疾病の予防と早期発見」「ワクチン注射」が示されており、項目ごとに説明されている。終戦直後であるため、急性伝染病や慢性伝染病が急増していたことにより、幼児の健康管理や衛生的な環境を用意するための注意点などが具体的に示された。

1956（昭和31）年には、文部省から幼稚園教育要領として初めて発刊された。小学校との一貫性を踏まえ、幼稚園教育の内容が「領域」という用語で示され、「健康」「社会」「自然」「言語」「音楽リズム」「絵画製作」の六領域で表された。各領域では、「幼児の発達上の特質」と内容領域において予想される「望ましい経験」が示された。領域「健康」は、「幼児の発達上の特質」において９項目示された。また、「望ましい経験」には、「１：健康生活のためのよい習慣をつける。（清潔、食事、排便、衣服、運動、休息）」、「２：いろいろな運動や遊びをする。」、「３：伝染病その他の病気にかからないようにする。」、「４：設備や用具をたいせつに扱い、じょうずに使う。」、「５：けがをしないようにする。」以上の５項目が示された。この時期の日本においては、高度経済成長期でもあり、病気及び園庭や遊具での怪我についての説明以外に、交通安全についても「５：けがをしないようにする。」のなかで触れられており、交通事故に対する意識も高まり始めていた。

1964（昭和39）年には、幼稚園教育要領の第１次改訂が行われ、告示として公示された。それまでの実施の経験に即し、幼稚園の教育課程の基準として確立し、幼稚園教育の独自性について一層明確化され、教育課程の構成についての基本的な考え方を明示するなどの観点から全面改訂が行われた。1956（昭和31）年の幼稚園教育要領と同様に「健康」「社会」「自然」「言語」「音楽リズム」「絵画製作」の六領域で表されている。しかしながら、小学校以降の教科との誤解を避けるため、各領域に示す事項は「相互に密接な関係があり、幼児の具体的、総合的な経験や活動を通して達成されるものである」とその性格を明示し、幼稚園生活を通して総合的に達成されることとして説明された。また、1958（昭和33）年に「学校保健法」による学校薬剤師の必置と、1964（昭和39）年「学校環境衛生の基準」が制定されたことにより、より一層、学校環境衛生は明確に管理されるようになった。領域「健康」の内容として、「１：健康な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。（10項目）」、「２：いろいろな運動に興味を持ち、進んで行うようになる。（９項目）」、「３：安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。（５項目）」が示されており、上記の指導にあたっての留意事項がアからエの４項目で具体的な表記によって追加された。本改訂での領域「健康」では、「保健衛生」「運動」「安全」を柱として議論され、作り出された教育要領となった。

1989（平成元）年には、第２次改訂が行われ、これまでの六領域から「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の五領域に変更された。変更理由として、従来の六領域は小学校教育での教科に準じている、若干まぎらわしいといった誤解も含めた批判に対応するものとしての新たな組み立てが行われた。また、改訂から25年の間に、自然破壊・都市化、核家族化、少子化、情報の発達など子どもを取り巻く環境が変化したことも改訂の理由にあげられる。今回の第２次改訂では、各領域に

「ねらい」と「内容」、「留意事項」が定められ具体的な活動を通して総合的に指導される事項が示された。「ねらい」にはそれぞれ、心情、意欲、態度などを表し、幼稚園修了までに育つことが期待されるものを説明している。領域「健康」は、「ねらい」として「(1) 明るく伸び伸びと行動し充実感を味わう。(心情)」「(2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。(意欲)」「(3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。(態度)」の３つがあげられた。このねらいをふまえ「内容」は９項目示されており、以前の教育要領とは異なり、具体的な遊具、遊び、競技の名前等は示されなくなった。さらにこれまでは身体の健康に関する領域として取り上げられていたが、本改訂より心身の健康として、心と体の健康について示されるようになった。

1998（平成10）年には、第３次改訂が行われた。時代の変化に対応した幼児教育の在り方が検討され、「生きる力の基礎を育てること」として改訂された。また、幼稚園の役割として「地域での子育て支援」という新しい概念が導入された。さらに、保育者における役割についての説明も新たに付け加えられた。領域は1989（平成元）年と同じく「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の五領域である。領域「健康」の「ねらい」「内容」に関して、ほとんど変化は見受けられないが、内容の取扱いに当たっての留意事項として、「自然のなかでからだを動かすこと、幼児の興味や関心が戸外にも向くようにすること、その際に、幼児の動線に配慮して、園庭や遊具を配置すること」また、「基本的な生活習慣の形成にあたって、幼児の自立心を育て、ほかの幼児とかかわりながら主体的な活動をするなかで、生活に必要な習慣を身につけるようにすること」が新たに付け加えられた。

2008（平成20）年には、第４次改訂が行われた。国際化、都市化、核家族化、少子高齢化、地域の子育て力の低下、児童虐待の増加、女性の社会進出が一層進み、教育・保育の多様なニーズが求められるなかでの幼稚園教育要領の改訂は、「発達や学びの連続性をふまえた幼稚園教育の充実」、「幼稚園生活と家庭生活の連続性をふまえた幼児期の教育の充実」、「子育て支援と預かり保育の充実」の３つを要点として改訂が行われた。領域「健康」については、「先生や友達と食べることを楽しむこと」が「内容」に新たに示された。また、「内容の取扱い」では、「十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること」、「幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること」、「基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮すること」以上の記述が新たに付け加えられた。領域「健康」では、「運動の充実」「食育」「生活習慣」がキーワードとなっている。これらは、近年における運動能力の低下や2005（平成17）年に制定された食育基本法、生活習慣の自立の遅れなどが背景にあり、時代の変化に伴う幼稚園の役割の変化と、家庭との連携の重要性を示すものであった。

Ⅲ．幼稚園教育要領と領域「健康」のこれから

１　幼稚園教育要領のこれから

現在、文部科学省では、2018（平成30）年に幼稚園教育要領の第５次改訂に向け、様々な議論がなされている。また、同じく2018（平成30）年には小学校学習指導要領の改訂も行われる予定であ

る。幼小連携が強まるなか、小学校学習指導要領との整合性も保たれる必要があるため動向を注視する必要がある。

初等中等教育部会幼児教育部会や教育課程部会幼児教育部会の議論のなかで、すでに幼稚園教育要領の改善イメージ（たたき台案）が打ち出されている。これまでの教育要領にはなかった表現として、「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」がある。「育みたい資質・能力」では、幼稚園教育を通じて育成すべき資質・能力と初等中等教育（幼・小・中・高）を通じて育成すべき資質・能力の関係性が示される予定である。また、幼児教育はこれまで同様に環境を通して教育を行い、「個別の知識や技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」３つの柱を、遊びを通して総合的な指導を行いつつ育成するものであると示している。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」では、「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量・図形、文字等への関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」の10項目を教育要領に新たに位置づける。これらは、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る観点として、５歳児修了までに育ってほしい具体的な姿を示している。上記の具体的な姿を示すことにより、小学校各教科のスタートカリキュラム等の整備は行いやすい。しかしながら、幼児期の子どもは個人差が非常に大きい。それらのことを踏まえると、幼稚園教諭の負担や評価方法、教育課程の編成など、様々な角度からの改善・充実がより一層図られる必要がある。

２　領域「健康」のこれから

（１）運動能力の向上

2008（平成20）年第4次改訂の際に、内容の取扱い事項として、「十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること」といった文言が付け加えられた。近年の社会環境や生活様式の変化による、遊びの三間（遊ぶ場所、遊ぶ仲間、遊ぶ時間）の減少や交通事故、犯罪への懸念などにより戸外で自由に遊ぶ機会が減少していることを踏まえての追記である。しかしながら、運動能力に関しては依然として低下、横ばい傾向が続いている。そのため文部科学省は、2012（平成24）年に「幼児期運動指針」を策定した。アメリカ、イギリス、オーストラリアなど諸外国のガイドラインを参考に策定された運動指針は、毎日60分以上体を動かすことが重要であるとされ、さまざまな「遊び」を通して生涯にわたって体を動かすことが好きになるように指導を行うことが必要であるとされた。

「幼児期運動指針」策定後、幼稚園教育要領の改訂は初となる。現在、領域「健康」において、「運動」という文言は、「ねらい」のなかで「(2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。」の一か所にとどまっている。また、「体育」という文言は記載されていない。体力の低下が言われている今日、子どもの自発的な運動や全身を使った遊びなど、取り入れるための教育課程の編成や環境の構成など今一度見直し、幼稚園教育全体でさらに推進していく必要があると考えられる。

（２）食育の推進

「食育」という言葉は、陸軍薬剤監であった石塚左玄が、『食物養生法』の中で、「体育も智育も

才能もすべて食育にあると認識すべき」と記したのをきっかけに用いられるようになった。食育に関する法律等として、1954（昭和29）年に「学校給食法」がある。また近年では、2005（平成17）年に「食育基本法」の制定。2013（平成25）年に「第2期教育振興基本計画」が閣議決定された。2005（平成17）年に成立した「食育基本法」を受け、2008（平成20）年第４次改訂の際に、幼稚園教育要領においても食育に関する記述が充実された。領域「健康」の「内容」には「先生や友達と食べることを楽しむこと」が新たに示され、また、「内容の取扱い」では、「幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること」が付け加えられた。これを受け、各園では様々な食育の実践が行われてきた。食物の飼育や栽培。また、収穫した野菜を調理するなど発達段階に応じた活動が行われた。しかしながら、2013（平成25）年12月に行われた、今後の学校における食育の在り方に関する有識者会議による「今後の学校における食育の在り方について最終報告」では、今後のより一層の推進課題おいて「今後は、就学前、高等学校にも目を向けた一貫的な食育を考える必要がある」とし、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の一貫した食育の推進が求められると述べている。また、園内、学校内にとどまらず、積極的に家庭や地域社会にアプローチしていく必要があるとも述べている。今後は年々増加している幼児の食物アレルギーへの対応や衛生管理に対する一層の充実が求められる。そして、これまでに園内でも行われてきた活動をさらに充実させるとともに、幼稚園間の取組みの温度差を解消するためにも「食育の教科書」等の教材の在り方についても研究をする必要がある。

（３）安全教育

近年、大規模な自然災害や子どもが被害者となる事件や事故、災害が多発している。2008（平成20）年には、「学校保健法」が「学校保健安全法」に改正され、学校安全の充実や、危険発生時の対処要領等による的確な対応等の確保等、国・地方公共団体や学校の責務が明らかにされた。2008（平成20）年第４次改訂の際に領域「健康」では、「ねらい」として「(3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。」があげられている。また、「内容」では、「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する」と示されている。同じく「内容の取扱い」では、「様々な遊びの中で、幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさや味わい、安全についての構えを身に付け、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること」があげられている。しかしながら、2011（平成23）年３月11日に発生した東日本大震災では、多数の園児や幼稚園が甚大な被害を受けた。今後も事件や事故災害の発生が危惧され、より一層の安全教育への重要性が高まっている。2012（平成24）年に提言された「学校安全の推進に関する計画の策定について」中教審答申でも学校安全の充実が述べられており「主体的に行動する態度を育成すること」とされている。今後は、子どもの主体的な行動を促すための安全学習の取り組み方や、交通安全の学習、消防法による年二回の避難訓練の継続並びにその評価方法など改善し充実させていく必要があると考える。また、幼稚園独自の安全計画や危機管理マニュアルを作成し、見直し・改善を進め、教職員間で共通理解を図っていく必要がある。

Ⅳ．おわりに

これまで幼稚園教育要領は４回の改訂が行われ、2018（平成30）年に幼稚園教育要領の第５次改訂に向け審議が進められている。その背景には、時代の変化、子どもの変化、親の変化、その他様々な変化に対応し、幼稚園教育において必要なことが記載されている。幼児期に目を向けると、同じく2018（平成30）年には「保育所保育指針」の改定の議論もなされている。また、2012（平成24）年には、「子ども・子育て支援関連三法・新制度」が成立し、幼稚園と保育所との機能をそれぞれ併せ持つ「認定こども園」がスタートし、2014（平成26）年には「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が告示された。幼稚園、保育所、認定こども園の更なる連携を踏まえ、それぞれの動向を注視し、より良い教育を行っていく必要がある。

領域「健康」においては、1956（昭和31）年に文部省から幼稚園教育要領が初めて発刊されて以来、領域として継続し示されてきた。領域「健康」の重要性とともに、幼児期教育における領域の捉え方、「小学校以上の教科教育とは異なり独立した存在ではなく、各領域が密接な関係を持って実践していく必要がある」ことから、他領域である「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の動向も踏まえつつ、教育を実践していく必要がある。

引用・参考文献

川邉貴子．（2013）最新保育講座７保育内容「健康」，ミネルヴァ書房．

国立教育政策研究所：ホームページ
http://www.nier.go.jp/

榎沢良彦，入江礼子（2009）保育内容 健康―新幼稚園教育要領・保育所保育指針準拠（シードブック），建帛社．

春日晃章，松田繁樹，中野貴博．（2015）保育内容健康（新時代の保育双書），みらい．

近藤幹生．（2016）生活事例からはじめる ‐ 保育内容 ‐ 健康，青踏社．

劉智萍．（2012）2008年版『幼稚園教育要領』からみる日本の幼児教育の新理念．高知大学学術研究報告，61：235 ‐ 243．

文部科学省．（2008）幼稚園教育要領，教育出版．

文部科学省．（2008）幼稚園教育要領解説，フレーベル館．

文部科学省ホームページ：学校教育における安全教育について
http://www.mext.go.jp/component/b…/1353563_02_3_1.pdf

文部科学省ホームページ：学校における食育の推進・学校給食の充実
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/

文部科学省ホームページ：今後の学校における食育の在り方に関する有識者会議
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/019/index.htm

文部科学省ホームページ：教育課程部会幼児教育部会
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/057/index.htm

文部科学省ホームページ：幼児教育部会

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/008/index.html
文部科学省ホームページ：幼児期運動指針
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/undousisin/1319192.htm
夏目恒雄．（2002）保育内容に関する一考察－領域健康を中心として－．名古屋柳城短期大学研究紀要，24：13 - 26.
民秋言．（2014）幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立，萌文書林.
民秋言，穐丸武臣．（2014）保育内容 健康〔新版〕（新保育ライブラリ 保育の内容・方法を知る），北大路書房.
谷田貝公昭，高橋弥生．（2014）実践保育シリーズ①健康，一藝社.